



「社会教育事業の評価・検証と今後の方向性について」

答 申

平成22年5月

所沢市社会教育委員会議

## はじめに

社会教育委員会議は、平成21年1月9日に所沢市教育委員会から、「社会教育事業の評価・検証と今後の方向性について」の諮問（所教社第206号）を受けた。この諮問の重要性と課題の幅広さを考慮して、より効果的な議論を進めるため小委員会を設置した。答申作成に向け通算4回の小委員会を実施し、現状把握、検討を重ねながら委員それぞれがレポートを作成し、答申の素案作りを行った。小委員会の素案をたたき台にして、平成22年3月までに4回の全体会議を開催し答申をまとめるに至った。

所沢市の社会教育事業は、家庭教育・青少年教育などの社会教育分野、芸術文化分野とも市民主体により活発に展開されており、学校教育や一般行政における諸事業と連携を図りながら進められている。しかしながら、現在の著しい社会的変化と多様化する市民ニーズに鑑みた時、それぞれの事業がその目的を達成し得ているかどうか、またその成果が活かされているかなどについての検証を行い、事業継続の必要性と新たな事業展開の可能性を明らかにすることが求められた。さらに自主的に展開される各種事業に対する行政の関わり方等についても検討し、今後の方向性を見定めることが重要であるとの認識のもとに協議を重ねてきた。

本会議は昭和50年代に「所沢市の急激な発展に対応した社会教育施設の整備と社会教育関係職員の充実について（昭和55年）」、「所沢市の急激な発展に対応した社会教育施設の整備について（同57年）」と題する答申を提出し、平成に入ってから「所沢市における生涯学習事業の体系化と総合的推進体制の整備について（平成3年）」、「所沢市における生涯学習推進の具体的な対応としての公民館及び生涯学習情報の課題について（同5年）」、さらに近年では、「所沢市の学社連携の推進をめざして（同12年）」「意欲や社会性を身につけた子どもを育てるための、家庭・地域・行政の役割について（同18年）」等、これまでもそれぞれの時代の要請に応じた提言を行ってきた。

現在は教育基本法改正に見られるような大きな転換期である。さらに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会における自己点検・評価の義務づけが規定された。本答申ではこうした時代背景を認識した上で、改めて社会教育の原点を確認するとともに、具体的な施策に反映できるようなものを目指してきた。教育委員会におかれては、本答申の趣旨をご理解いただき、事業改善に取り組まれるよう切に願うものである。

平成22年 5月

所沢市社会教育委員会議  
議長 下田 博之

## 【目次】

1	社会教育を取り巻く状況	1
(1)	教育基本法及び社会教育法の改正	1
(2)	社会的変化	1
(3)	所沢市の状況	1
2	継続事業の評価・検証	2
(1)	所沢市の社会教育事業の再評価	2
(2)	見直しの視点	2
(3)	社会教育行政として「何を・どのように」支援するか	3
3	今後の課題と具体的提案	3
(1)	今後の課題	3
	＜市民との協働＞	3
	＜事業展開の改善を促す新たな仕組みづくり＞	4
	＜補助金交付の「見える化」＞	4
(2)	具体的提案	4
	◇ 市民との協働に関して	4
	◇ 事業展開の改善を促す新たな仕組みづくりに関して	5
	◇ 補助金等交付の「見える化」に関して	5
4	今後の方向性	6
(1)	社会教育行政の位置づけ	6
(2)	社会教育委員の役割	6
	おわりに	7
	参考資料	
	(資料1) 平成21年度版 所沢市市民意識調査報告書 より抜粋	8
	(資料2) 平成21年度版 所沢市市民意識調査報告書 より抜粋	10
	(資料3) 所沢市社会教育関係団体補助金交付要綱	11
	所沢市社会教育委員会議への諮問について(所教社第206号)	12
	所沢市社会教育委員会議・小委員会議 答申検討経過	14
	所沢市社会教育委員名簿	15

# 1 社会教育を取り巻く状況

## (1) 教育基本法及び社会教育法の改正

教育基本法の改正は、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、公共の精神等、日本人が持っていた規範意識を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として今日特に重要と考えられる事柄を新たに定めるために行われたものである。

この教育基本法の改正を受け、中央教育審議会生涯学習分科会では『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（平成20年2月19日答申）』がまとめられ、社会教育行政がより積極的に学校教育等を支援することの重要性や、教育の目標をより良く実現していくために生涯学習振興行政・社会教育行政が果たす役割が大きいと指摘された。

さらに社会教育法の改正では、文部科学省が既に実施している「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部」に関する規定を教育委員会の事務として新設し、社会教育主事の職務として学校に対して助言することができることを規定するなど、地域の教育力向上のために社会教育の果たす役割が明確にされた。

## (2) 社会的変化

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、核家族化や都市化の進展、切迫感をもった地球環境問題など、社会情勢は大きく変化し複雑化している。地域住民間や世代間交流の希薄化が進み、家庭においても地域社会においても心身の健全な成長を促す「教育力」が発揮されず、人との交流や様々な経験を通じた豊かな人間関係を築くことが難しくなっている。厳しい社会経済状況が続き「格差社会」といわれる今日、行政への市民要求は増大する一方、地方自治体には自己評価を行い自己責任のもと、各種施策を展開することが求められている。

## (3) 所沢市の状況

所沢市では、第4次所沢市総合計画において「ゆとり、うるおい、活力ある生活文化都市」を目指して7つの目標を掲げ、計画的な行政運営を行ってきた。市民ニーズは多岐にわたるが、市民意識調査によると、市民要望は1位＜高齢者福祉＞、2位＜防犯＞、3位＜社会保障＞の順位になっており、＜社会教育＞は42項目中の28位に位置づけられている（資料1）。

また、平成21年度には市役所の機構改革が行われ、市長マニフェストに沿って子育て支援に関する総合調整機能の充実を図るため、こども未来部が創設された。第5次総合計画の策定が進められている中、子育て支援や地域コミュニティの再生が大きな課題と位置づけられる一方、市の財政状況は一段と厳しさを増しており、行政のスリム化や効率化が強く求められる方向にある。

## 2 継続事業の評価・検証

### (1) 所沢市の社会教育事業の再評価

所沢市には、長い歴史をもつ多くの社会教育関係団体があり、地域社会、学校、家庭等に直接・間接の影響を与え、市民活動の活性化への貢献が見られる。行政から各団体への支援の仕方は様々であるが、実態としてそれぞれの活動を維持する大きな要素になっている。

各種の社会教育関係団体は、行政からの干渉や統制的支配の無い、自主性の保たれた活動を展開しており、その実績は関係者に周知されている。特に、青少年を対象とする社会教育事業が活発であり、ほぼ全市的に配置された小学校区単位の子ども会育成会、並びに連合体としての所沢市子ども会育成会連絡協議会（所子連）など行政からの支援レベルも高く、近隣の他市と比較しても高く評価されている。さらに、5年生インリーダー研修会・6年生インリーダー研修会・ジュニアリーダー養成講座等の年少指導者の養成も継続的に実施されている。

文化振興においては、文化団体連合会が主体となって実施する所沢市文化祭が大きな事業であり、連合団体を構成する各団体間の交流と相互の教育の場になっている。市民文化フェア、第九演奏会、吹奏楽祭、管弦楽祭等、独自事業も多彩に展開され、さらに各地域公民館で開かれている文化祭なども含め、文化活動の裾野の広さを示すものとする。

個々の活動については、歴史的な重みがあり充実した活動といえるが、福祉や防犯、環境問題など、行政需要の増大と多様化を考えると、各実施団体は厳しい自己評価と一般市民へのアピールをしていく必要があるように思われる。

### (2) 見直しの視点

長い歴史をもつ団体及び事業については、団体そのものが硬直化していないか、事業が前年度踏襲型になっていないか等を点検し、「当初の目的が既に達成されていないか」という視点から改めて、現時点での活動の「意義・目的」を明確にしていくことが必要である。

文化団体については色々な分野・レベルがあり、客観的評価や優先順位をつけることは難しいといえる。流派や家元制度等、いわば縦の線につながっている団体が、社会教育団体として地域における連携が図られている点は評価できる。しかし、市民意識調査によると「芸術・文化に触れる機会の満足度」は、目標値75%に対して59.2%にとどまっている（資料2）。行政側の広報も必要となるが、団体自身もこうした結果があることを踏まえ、自分たちだけの活動から、広く市民に知らせ共に楽しんでいく活動への転換が望まれる。

教育委員会の重点施策、社会教育の重点目標を明確にして、その行政目標と個々の事業成果を検証していくことも必要になる。また、個々の事業だけでなく、システムとしての考え方、例えば、入口としての「相談事業・情報提供」、人材

育成としての「入門講座・リーダー養成講座」、出口にあたる「学習成果の公表・活用」などトータルな見直しの視点が必要になる。

### **(3) 社会教育行政として「何を・どのように」支援するか**

関係団体への支援には、補助金交付の他にも様々なレベルがある。社会教育の特色の一つは自発性・自主性・多様性、そして「相互教育性」があげられる。多様な社会教育団体が展開している活動は、相互に学び合い補完し合うものであり、異種団体間での相互教育活動のさらなる広がりを期待するという点から考えると、社会教育行政は「団体の自主性を高めるように支援する」ことが中心テーマといえる。

子ども会活動やPTA活動は、自主性・自立性にもとづく行動であるとともに、社会の要請に応えるものであり、地域との結びつきが強いと考えられる。無関心層が増え地域の希薄化が広がっている中で、今後とも継続されるべきであると考えられる。なぜならば、社会教育は「地域のつながり・地域コミュニティの再構築が促進されるように支援する」教育領域であるからである。

行政からの直接的な支援が重視されがちだが、間接的方法がむしろ重要であるといえる。活動報告や社会的場面での発言を促し、団体自体がそれを契機に、活性化するような支援方策も考えていく必要がある。

## **3 今後の課題と具体的提案**

### **(1) 今後の課題**

現状分析を踏まえて、今後の課題について以下の3つの観点から考察する。

#### **<市民との協働>**

近年、様々な行政分野で「市民との協働」が言われており、ワークショップ形式の催しや、市政懇談会、公聴会等、市民の意見聴取の場が増えている。社会教育では、事業実施に際して準備会や実行委員会等、以前から「市民との協働」が実質的に展開されている。

一方、例えば、ボーイスカウト・ガールスカウトの活動は<地域と国と世界への責任を果たせる世界市民を育てる>ことを目的とするもので、社会の一構成員として、行政と対等な立場でより良い地域社会を目指す「行政との協働」事業と考えられる。様々な地域課題に対して、行政が全てを提供し解決を図るのではなく、市民の力によって解決したほうがベターな問題もある。公益的なものは全て行政が提供するという形態から、市民、行政が互いにその特徴を活かした方法でアプローチするという発想の転換が必要になっている。

## ＜事業展開の改善を促す新たな仕組みづくり＞

事業の停滞化を防ぐ手段として、事業の期間を設定する方法がある。一定割合の新規事業に入れ替えを行うことを原則として、社会的要請に対応した優れた事業の発掘と支援、そして継続事業に対してもその活性化を促すことが必要になる。一定割合の新規事業に入れ替えを行うことを原則として、時代の要望に対応した優れた新規事業を短期事業として行ない、長期・継続事業に対してもその活性化を促す。

事業展開の改善は団体自身が行うものもあるが、そのきっかけとなるのは行政からの適切な助言によるところが大きい。行政の専門性をもったガイドラインの提示、指導が望まれる。

たとえば「子どもの居場所づくり」ということを考えた場合、それは単に、スペースの問題ではなく、社会教育と学校教育、行政と民間、既存のものの活用等、他の分野との連携をもたらす柔軟な発想が必要になる。

## ＜補助金等交付の「見える化」＞

補助金等の交付、共催、後援名義使用許可、広報の協力など、行政の支援方法は多岐にわたっている。補助金交付については、分野ごとに根拠となる法令があり公正を保っているが、手続を含め審査過程が一般市民には理解しにくい（資料3）。申請から交付決定までの透明化、「見える化」が求められている。

社会教育委員会議で補助金交付に関する議題を審議するに際しては、委員は交付各団体の活動実績を熟知していることが求められている。直接、活動現場を見たり、実績報告書或いは代表者の口頭発表などを通して、各団体の活動状況を知る責務がある。

補助金交付団体を増加させることは、予算増をもたらすという問題を伴うが、事業項目ごとに大括りにして枠配分とし、その中の各団体への配分を自主的に行う方法や、個々の補助事業を分野ごとに統合する方法、新規補助団体の公募制度等、市民の目を意識した解決策を見出さない限り、財政支出を抑えた中での新しい展開は見込めない。

## （2）具体的提案

◇市民との協働に関して

### 1) 公募による実行委員会の活性化

従来事業を継続させる場合にも、既存の実行委員会にとらわれない組織の広がり及び組織の活性化を支援するため「委員公募」を奨励する。

### 2) 自主開催事業の目的の明確化

市民文化祭の各催しや「こどもルネッサンス」等に見られるように、市民（当事者）の自主的な企画運営を最大限尊重する。ただし、それぞれの事業目的と

行政目的との整合を図ることは不可欠である。チラシに公費支出を明記する等、公益的事業としての意識づけが必要になる。

◇事業展開の改善を促す新たな仕組みづくりに関して

1) 新規事業立ち上げ促進の制度

新規事業の相談、新規団体を受け入れるしくみを整備する。新規事業企画を審議する組織、審査要項の検討などが必要となるが、経営感覚と市民感覚を併せた委員構成により進める。

2) 団体活動の交流の場「(仮称)フォーラム(公開討論会)」の開催

異なった分野の活動を合同で成果を発表する「(仮称)フォーラム」を実施することにより個々の団体の活性化を図る。また、その会場でのアンケートやヒアリングの結果も公表する。

3) 教育委員会事務局の企画・調整機能の強化

学校教育・社会教育及び関連事業の連携、統合を促進させるために、教育委員会事務局の企画・調整機能を強化する。たとえば現在の教育企画室に指導主事、社会教育主事を配置することにより、新たな教育課題へ機動性をもった組織とする。

◇補助金等交付の「見える化」に関して

1) 実績報告書の改善

実績報告書並びに自己点検評価などを記入するフォーマットを作成する。これらを基に、補助金交付団体の総合的評価と改善点などについて、社会教育委員は意見を述べる事が可能となる。

2) 補助金等の整理統合

限られた予算の中で効率的・効果的に行政目標を達成するため、また、市民からの「見える化」の要請に応えるために、既に受けている補助団体も含めて、補助金等の整理統合が必要となる。

しかしながら、補助金や交付金が削減或いはカットされることによって、活動の停滞や事業の停止等に追い込まれることはないかを見極める必要がある。自主財源の確保、繰越金の存在等、会計上の実態についても十分に検証することが必要である。

3) 補助金等交付終期の見極め

10年以上或いは20年以上の継続事業について、終期を見極め補助金等交付の停止も考慮する必要もある。その際には、社会教育関係団体に対するノー



コントロールの原則から十分な予告期間を設け、慎重な検証のもとで行う必要がある。

## 4 今後の方向性

### (1) 社会教育行政の位置づけ

社会教育委員の職務は、「社会教育について教育長を経て教育委員会に助言する(社会教育法第17条)」とされている。では社会教育の位置づけをどう捉えるか。一般的に生涯学習振興は広い意味で使われているが、本市における生涯学習と社会教育の見取り図を描き、目指すべき「生涯学習社会」に対して社会教育の果たす、積極的役割を明確にする必要がある。

首長部局における子ども未来部の立ち上げにより、今後、青少年を対象とする社会教育行政の独自性、存在意義が問われることになると考えられる。また、他市においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を根拠にしてスポーツ行政、文化行政を首長部局に移管するところがみられるようになり、こうしたことから社会教育行政の位置づけ、所掌事務を明確にしていく必要がある。すなわち、社会教育行政の位置づけが明確になることにより、事業継続の必要性と新たな事業展開の可能性が明らかになる。さらに、首長部局所管の地域公共施設と公民館との関係性を考えると、＜ネットワーク＞という理念が必要になる。そのネットワークで重要なのは互恵性であり、子育てや福祉や環境など、それぞれの課題や運動にとってお互いのメリットになるようなネットワーク構築が重要である。社会教育行政の柱はこのネットワーク型行政の推進にある。

### (2) 社会教育委員の役割

社会教育委員は、地域での社会教育活動の把握に努めるとともに、優れた活動の発掘とそれを広める活動、同じ目的を持った団体を結び合わせ、行政との協働を推進し、それを奨励・支援するような役割を持っている。学校、家庭、そして地域住民、三者の連携を図ることがますます重要な課題となり、社会教育委員はそのコーディネーター(調整役)としての役割を果たすことも求められている。

社会教育施設としての公民館の在り方について、公民館運営審議会において議論されている。同様に図書館には図書館協議会、文化財行政には文化財保護委員会、スポーツ行政ではスポーツ審議会、というように個別の「審議会」が設置されている。埼玉県には社会教育委員の会議とは別に生涯学習審議会があり、生涯学習に関する諮問答申をおこなっているが、本市においては、社会教育委員に、社会教育関連施策・事業全体についての「検証・評価機関」の役割が期待されてくるのではないかと考えられる。絶えず社会の変化にアンテナを張り、市民ニー

ズと行政サイドをつなぐ役割が、今まで以上に求められてくることを自覚しなくてはならない。

## おわりに

我々は今回の諮問事項に限定せずに、教育を取り巻く今日的課題について幅広く議論してきた。答申としてまとめることができたものはそのうちの一部ということになるが、ここでは残された課題について若干記述し、答申のおわりとしたい。

教育基本法の改正により規定された教育振興基本計画は、国、県においては既に策定され、所沢市においても平成23年に向こう8カ年の教育行政の基本となる所沢市教育振興基本計画が策定される予定である。こうした動きと合わせ、各種の施策や取組を柔軟に見直していく体制作りが今後の課題である。学んだ成果を社会還元するシステム作りという観点、いわば「学習の入り口と出口」の問題には具体的な言及はできなかった。しかし、これまで述べて来たようにそれぞれの事業の「目的」の再確認によって、個人への還元だけではなく、社会還元は社会教育の本質といえるものである。公費を支出した社会教育事業といっても、ハード面の公共的事業と異なり、雇用環境の改善や地域経済の活性化に直接つながるものではない。また、そこから新たな市税収入を生み出すものでもない。しかし、地域社会の連帯意識が醸成されることで、市の財政支援に頼ることなく、相互協力による健全な市民社会の構築に貢献していくのではないだろうか。

関係団体間の交流をさらに進めるべく、交流或いは融合の場を提案・設定することは、社会教育委員の一つの重要な役割であろうと考える。この答申の発表の場、そして意見交換の場を各地域で開催していくことも考えられる。

本答申はささやかな提言に過ぎないが、新たな社会教育を切り拓く一歩になれば幸いである。

## 平成 21 年度版 所沢市市民意識調査報告書 より

## 《市民要望にかかる施策順位一覧》

- ・ 平成 18 年度調査から 4 年間分の調査結果について、「4 カ年順位」として並べている。
- ・ 「4 カ年順位」とは、平成 18 年度～21 年度の順位を平均し、その平均値をもって順位付けしたものである。

施策名	4カ年 順位	H21		H20		H19		H18	
		要望度	順位	要望度	順位	要望度	順位	要望度	順位
高齢者福祉	1	63.1%	1	65.1%	1	59.9%	1	51.7%	2
防犯	2	62.3%	2	64.3%	2	54.5%	2	61.0%	1
社会保障	3	59.3%	3	61.3%	4	41.6%	3	43.8%	5
廃棄物・リサイクル	4	55.3%	4	62.4%	3	40.2%	4	38.2%	10
環境保全	5	51.3%	5	55.6%	5	35.7%	8	39.9%	8
学校教育	5	49.7%	6	52.6%	8	36.6%	6	41.3%	6
財政運営	5	49.1%	7	51.0%	10	38.3%	5	44.1%	4
児童福祉	8	45.7%	11	53.3%	7	35.4%	9	36.2%	12
消防・救急	9	46.8%	10	53.6%	6	32.6%	13	34.8%	15
道路	10	45.0%	12	42.4%	17	34.7%	10	38.3%	9
地域コミュニティ	10	40.7%	19	39.0%	20	36.6%	6	44.6%	3
保健・医療	12	42.6%	15	51.2%	9	34.3%	11	35.9%	14
交通安全	13	44.3%	13	46.1%	12	31.3%	14	38.1%	11
公園・緑地	14	48.4%	8	50.9%	11	28.3%	18	33.7%	18
市民との協働	14	42.1%	17	40.0%	19	33.5%	12	40.0%	7
労働環境	16	48.2%	9	42.7%	16	29.8%	16	34.4%	16
防災	17	43.7%	14	44.8%	15	27.7%	19	33.1%	19
環境との共生	18	40.7%	19	46.1%	12	29.1%	17	30.3%	20
交通	19	38.7%	21	36.7%	21	30.7%	15	36.1%	13
商業	20	41.7%	18	41.4%	18	27.4%	20	34.0%	17
農業	21	42.3%	16	45.2%	14	27.0%	21	22.3%	24
土地利用	22	30.6%	25	35.2%	23	23.0%	23	27.0%	21
青少年育成	23	30.4%	26	33.8%	25	23.9%	22	24.8%	22
生涯スポーツ	24	32.6%	23	32.5%	26	20.0%	24	22.0%	25
障害者福祉	25	33.0%	22	35.4%	22	19.9%	25	17.6%	32
地域福祉	26	31.5%	24	34.4%	24	19.9%	25	18.4%	30

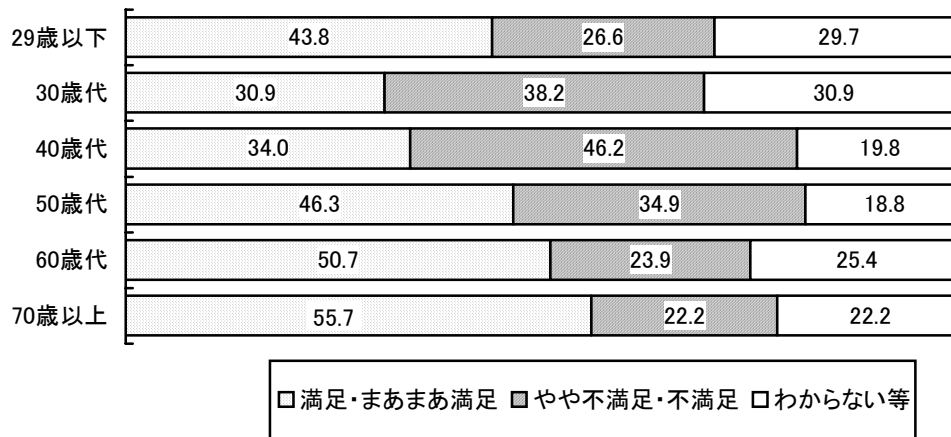
施策名	4力年 順位	H21		H20		H19		H18	
		要望度	順位	要望度	順位	要望度	順位	要望度	順位
生涯学習	27	30.3%	27	29.7%	29	19.4%	28	23.6%	23
社会教育	28	27.0%	31	28.9%	31	17.8%	29	20.5%	28
消費生活	28	24.5%	34	26.7%	32	19.5%	27	21.8%	26
市民文化	30	27.6%	29	29.5%	30	15.6%	33	19.6%	29
市民活動	31	24.3%	35	25.9%	33	16.7%	30	21.6%	27
上水道	32	27.9%	28	31.8%	27	12.8%	36	12.8%	38
男女共同参画社会	33	24.8%	33	24.8%	34	16.0%	32	17.7%	31
下水道	34	27.6%	29	30.9%	28	11.9%	38	12.7%	39
行政運営	35	25.2%	32	22.9%	35	14.6%	35	16.4%	33
広域行政	36	24.3%	35	22.8%	36	12.8%	36	14.7%	35
市街地整備	37	21.7%	37	22.0%	39	14.8%	34	14.7%	35
住宅環境	38	18.9%	42	20.2%	40	16.5%	31	15.2%	34
人権尊重社会	39	21.2%	39	17.2%	43	11.9%	38	13.3%	37
工業	40	21.4%	38	22.7%	37	9.5%	43	11.6%	40
河川・治水	41	20.3%	40	22.5%	38	10.6%	40	11.1%	42
観光	42	19.6%	41	18.9%	42	10.5%	41	9.8%	43
国際化社会	42	17.1%	43	19.7%	41	9.7%	42	11.3%	41

## 【芸術・文化に触れる機会があると感じる市民の割合】

質問⑤ 所沢市では、市民文化センターMUSE(ミューズ)による芸術・文化の提供や、市民活動に支援を行うなど、文化重視のまちづくりを進めています。そこで、行政をはじめ民間も含めた芸術や文化に対する情報提供や、接する機会などに満足しているかについてご回答ください。



芸術・文化に触れる機会の満足度について、後期基本計画では、「わからない」「無回答」を除いて計算した場合に、「満足」「まあまあ満足」の割合を合わせ、75%を目標値としている。今回の調査結果をこれに換算すると59.2%であることから、目標値と大きく乖離している。このことから、市民が身近に芸術・文化に接する機会を更に増やし、情報発信等も進める必要がある。



年代別に見ると、「30歳代」「40歳代」では「満足・まあまあ満足」と回答した割合が30%台と低い状況にあることから、こうした年代への情報提供や芸術・文化に接する機会の創出が課題となる。その一方、60歳代以上の年代では「満足・まあまあ満足」と回答した割合が50%を超える状況から、余暇を芸術・文化に利用している状況が推測される。

## ○所沢市社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 所沢市(以下「市」という。)は、社会教育法第10条に定める社会教育関係団体等(以下「団体」という。)の育成を図るため、社会教育関係団体に対する助成に関する社会教育審議会の答申(昭和34年12月14日付文社第232号)に基づいて、各団体に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象範囲)

第2条 補助の対象となる団体は、主として社会教育に関する事業を行い、その成果が期待できるもので、次の各号に掲げる要件を具備するものでなければならない。

- (1) 規約を有すること。
- (2) 団体意志を決定し、執行し、代表する機構または機関が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。

2 前項の要件を具備する団体は、おおむね次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 視聴覚教育に関する団体
- (4) 芸術文化に関する団体
- (5) その他、主として社会教育に関する事業を行う団体

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、様式第1号の補助金等交付申請書を市に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があった場合には、所沢市社会教育委員の会議に諮り、交付すべきと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号の補助金等交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

第5条 補助金の交付決定を受けた団体は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を市に提出しなければならない。

(事業の変更・中止又は廃止)

第6条 補助金の交付を受ける団体は、その事業を変更・中止又は廃止しようとするときは、様式第3号の補助事業等(変更・中止・廃止)申請書を市に提出し、承認を得なければならない。

(交付決定の取消等)

第7条 市は、前条に規定する事業の変更・中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第4条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 団体が、憲法その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 団体が、事業に関して不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。
- (3) 団体が、補助金を事業以外の用途に使用した場合。
- (4) 交付決定後生じた事業の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(事業報告)

第8条 団体は、事業の遂行及び支出状況について、市の要求があった場合は、速やかに補助金に係る事業状況報告書を提出しなければならない。

第9条 補助金の交付を受けた団体は、その会計年度終了後速やかに、様式第4号の補助事業等実績報告書を市に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

所 教 社 第 2 0 6 号  
平成 2 1 年 1 月 1 9 日

所沢市社会教育委員会議  
議 長 下 田 博 之 様

所 沢 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 鈴 木 秀 昭

### 所沢市社会教育委員会議への諮問について

このことについて、社会教育法第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

社会教育事業の評価・検証と今後の方向性について

#### 2 諮問理由

教育基本法、社会教育法等の一部改正を受け、各地方公共団体における今後の社会教育行政の在り方が問われています。平成 2 0 年中央教育審議会答申は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について一知の循環型社会の構築を目指して一」と題されており、そこでは、成人にとっての「生きる力」ともいえる個人の学びのあり方の提言、また総合行政としての生涯学習の確認、さらに社会教育と学校教育の一層の連携などが強調されています。

本市においては、所沢市教育行政推進施策基本方針を定め、学校教育及び社会教育の幅広い分野で重点的に各種施策を展開しています。社会教育分野としては、「人と地域をはぐくむ社会教育の推進」を掲げ、家庭教育・青少年教育を積極的に実施しています。特に「放課後子どもプラン」にみられるように、学校教育や一般行政における子ども支援等、他の分野との連携が進んでいます。

また、「市民文化の創造と文化財の保存・活用」として、市民文化フェア、市文化祭、第九演奏会をはじめ市民主体の実行委員会により各種芸術・文化活動が活発に展開されています。豊かな児童文化の創造として「所沢こどもルネサンス事業」など他市にあまり例を見ないものもあります。

基本法令の改正と社会的変化にかんがみ、本市における継続事業の評価・検証を行うとともに、社会教育行政としてどのような関わり方が必要なのか、事業展開の改善や新たな仕組みづくり、さらに市民との協働等、今後の社会教育事業の方向性について意見を求めるものです。



## 所沢市社会教育委員会議・小委員会議 答申検討経過

回	日 時	検 討 事 項 等	備 考
1	平成21年 1月19日	<b>社会教育委員会議①</b> 教育委員会より諮問 諮問について意見交換・小委員会発足	社会教育委員会議 小委員会設置要綱
2	平成21年 3月23日	<b>第1回小委員会</b> 進め方の検討 座長・副座長の選任	
3	平成21年 5月22日	<b>社会教育委員会議②</b> 答申に向けた審議	
4	平成21年 7月24日	<b>第2回小委員会</b> 答申に向けた審議・資料の整理・検討	答申の構成 を検討・協議
5	平成21年11月 6日	<b>第3回小委員会</b> 答申に向けた審議・答申骨子案の検討	小委員レポート 作成
6	平成21年11月20日	<b>社会教育委員会議③</b> 答申に向けた審議	
7	平成22年 2月17日	<b>第4回小委員会</b> 答申に向けた審議・答申骨子案の検討	草案づくり
8	平成22年 3月25日	<b>社会教育委員会議④</b> 答申案の審議（中間まとめ）	
9	平成22年 5月17日	<b>社会教育委員会議⑤</b> 答申案の完成・確定	

## 所沢市社会教育委員名簿

(任期：平成20年8月1日～平成22年7月31日)

選出根拠	氏名	選出母体	備考
学校教育 関係者	鈴木 良明	所沢市立小中学校校長会 (狭山ヶ丘中学校長)	H20. 8. 1～ H21. 4. 30
学校教育 関係者	古屋 正明	所沢市立小中学校校長会 (三ヶ島中学校長)	H21. 5. 1～ H22. 7. 31
学校教育 関係者	原 勉	所沢私立幼稚園協会	
社会教育 関係者	平原 賢一	所沢市文化団体連合会	小委員会 委員
社会教育 関係者	針生 康二	所沢市子ども会育成会連絡協議会	小委員会 委員
社会教育 関係者	佐野喜代子	所沢市ボーイスカウト・ガールスカウト 連絡協議会	小委員会 委員
社会教育 関係者	古市 欣生	所沢市レクリエーション協会	
社会教育 関係者	荻野 佳明	所沢商工会議所青年部	
社会教育 関係者	田中 由晃	所沢青年会議所	
社会教育・家庭 教育関係者	小出 敦子	所沢市PTA連合会	小委員会 副座長
社会教育・家庭 教育関係者	新井 雪江	所沢市連合婦人会	
家庭教育・ 学識経験者	高崎 和子	秋草学園短期大学幼児教育学科教授	
学識経験者	下田 博之	東京農工大学名誉教授	議 長
学識経験者	齋藤 美穂	早稲田大学人間科学学術院長 兼人間科学部長	副議長
学識経験者	木村 三郎	日本大学芸術学部教授	
学識経験者	白木 賢信	東京家政大学准教授	小委員会 座 長

平成22年 5月24日  
所沢市社会教育員会議

事務局：所沢市教育員会 社会教育課  
所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04(2998)9242

FAX 04(2998)9167

e-mail: a9242@city.tokorozawa.saitama.jp



TOKOROZAWA